



2018年5月21日

各位

会社名 株式会社メニコン
 代表者名 代表執行役社長 田中 英成
 (コード番号：7780 東証・名証一部)
 問合せ先 執行役 経営統括本部長 太田 章徳
 (TEL. 052-935-1646)

**第三者割当による第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債の発行による
TIP型資金調達に関するお知らせ**

当社は、2018年5月21日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、第三者割当による第1回転換社債及び第2回転換社債（以下、総称して「本転換社債」といいます。また、定義については、「1. 募集の概要」をご参照ください。）の発行（以下「本件資金調達」といいます。）を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

本件資金調達は、転換価額を時価よりもそれぞれ5%以上及び15%以上高い価額に設定した2本の本転換社債の発行により、合計約80億円（各約40億円）のTIP型資金調達を企図するものです（詳細については、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」をご参照ください。）。調達資金は、コンタクトレンズ製造に係る設備投資資金などへ充当することを予定しており、これにより、本転換社債の転換時に一時的に減少しうる1株当たり利益を、将来的に現状よりもさらに高めることを目指してまいります。

※ ターゲット・イシュー・プログラム（TIP）

本件資金調達は、本転換社債のそれぞれにおいて異なる転換価額を定めることにより、当社の株価の上昇に応じて段階的に新株を発行（ターゲット・イシュー）できることを企図するターゲット・イシュー・プログラム（TIP）型の資金調達手法を採用しております。

記

1. 募集の概要

<本転換社債発行の概要>

(1) 銘柄	柄	第1回転換社債	第2回転換社債
(2) 払込期日		2018年6月7日	
(3) 新株予約権の総数		40個	40個
(4) 社債及び新株予約権の発行価額		本転換社債： 第1回転換社債は、額面100,000,000円につき101,000,000円 第2回転換社債は、額面100,000,000円につき99,000,000円 ※発行価額の平均値は、額面100,000,000円につき100,000,000円 本新株予約権： 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。（「本新株予約権」の定義については、「(12) その他」をご参照ください。）	
(5) 当該発行による潜在株式数		転換価額が未定のため、算出しておりません。決定次第お知らせします。	
(6) 資金調達の額		合計8,000,000,000円	

ご注意：本リリースは、当社の第三者割当による第1回及び第2回転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

	第1回転換社債は4,040,000,000円 第2回転換社債は3,960,000,000円
(7) 転換価額	転換価額は、当社の代表執行役社長又はその代理人が、本取締役会の授権に基づき、本取締役会の日又はその翌日（いずれも日本時間）に、第1回転換社債については2018年5月21日の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「基準株価」といいます。）の105%以上で、第2回転換社債については基準株価の115%以上で、市場動向等を勘案して決定します。
(8) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(9) 割当予定先	ドイツ銀行ロンドン支店（Deutsche Bank AG, London Branch）（以下「ドイツ銀行ロンドン支店」という。）
(10) 利率及び償還期日	利率：0.00% 償還期日：2021年6月7日
(11) 償還価額	額面100,000,000円につき100,000,000円
(12) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回転換社債は2019年8月6日以降、第2回転換社債は2020年8月7日以降、一定期間における当社普通株式の普通取引の終値が転換価額の120%以上であった場合に、当社による額面金額での金銭償還が可能となる120%ソフトコール条項が付されております。 ・当社は、ドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、株式会社メニコン第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「第1回転換社債」といいます。）及び株式会社メニコン第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「第2回転換社債」といいます。）に係る第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結する予定です。

2. 募集の目的及び理由

当社は創業以来、社会に役立つ製品やサービスを世界に提供し続ける創造型スペシャリスト企業として、お客様の瞳の安全を第一に考え、日々、新製品の開発、製品の品質改良及びサービスの品質向上に取り組んでおり、これまでも製品ラインアップを充実させるとともに、販売面ではお客様のアイライフをサポートするサービスとして、定額制コンタクト「メルスプラン」を展開するなどの施策を講じてまいりました。今後も更なる製品ラインアップの充実、製品及びサービスの品質向上を追求し、より一層の事業拡大に努めていきたいと考えております。

当社グループが主要な事業を営むコンタクトレンズ市場においては、日本のみならず、グローバルで市場規模は拡大しております。特に1日使い捨てコンタクトレンズや定期交換コンタクトレンズ（主に2週間又は1ヶ月）等のディスポーザブルコンタクトレンズの需要が伸長しており、当社グループとしても、ディスポーザブルコンタクトレンズ（※1）を成長分野として位置付けております。

このような環境の下、当社グループは自社製のディスポーザブルコンタクトレンズの開発に取り組み、2008年には岐阜県関市の製造工場（関工場）において生産する、定期交換コンタクトレンズ「2WEEK メニコン プレミオ」を発売し、2011年にはシンガポールの製造工場（シンガポール工場）において生産する、1日使い捨てコンタクトレンズ「Magic」を発売いたしました。これらの製造技術の確立により、当社グループは、ディスポーザブルコンタクトレンズを大量生産できる体制を構築いたしました。また、国内外の更なるディスポーザブルコンタクトレンズの需要の増加を受けて、グローバル市場で競争力のある、高性能・高品質の製品を提供するため、岐阜県各務原市に1日使い捨てコンタクトレンズの製造工場（各務原工場）を建設し、2016年から日本国内において「1DAY メニコン プレミオ」の販売を開始いたしました。同製品はシリコーンハイドロゲル素材の採用による「高い酸素透過性」と柔らかさによる「装用感のよさ」を両立する特徴があり、販売開始後、順調に出荷数量を増やしております。

このような状況の中、今後も当社の事業を一層拡大し、かつ強固にしていくためには、グローバル市場において、ディスポーザブルコンタクトレンズの販売シェアを拡大することが重要と考えております。そのため、ディスポーザブルコンタクトレンズの生産能力拡充のため、更なる設備投資が必須と認識してお

ご注意：本リリースは、当社の第三者割当による第1回及び第2回転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

ります。

上記方針に基づき、今回の調達資金につきましては、主にディスポーザブルコンタクトレンズ製造工場の生産能力拡充のための設備投資に充当する予定です。具体的には、各務原工場において、1日使い捨てコンタクトレンズの生産ラインを増設するとともに、今後の更なる生産ライン増設に備えた製造工場の増床を実施し、また、関工場において、定期交換コンタクトレンズの生産ラインの増設を行う予定です。さらに、既存生産ラインの付属設備及び生産ラインの安定稼働のための製造管理システムへの投資等も実施いたします。これらの施策により、ディスポーザブルコンタクトレンズの生産能力を拡充することで、日本及びグローバル市場での販売を拡大していく所存です。

(※1) ディスポーザブルコンタクトレンズとは、1日使い捨てコンタクトレンズと定期交換コンタクトレンズの総称を意味します。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

当社はこの度、本転換社債の発行によるTIP型資金調達方法（以下「本スキーム」といいます。）を採用いたしました。本スキームでは、調達予定金額を当初に確保でき、また本転換社債のそれぞれにおいて異なる転換価額を定めることにより、当社の株価の上昇に応じた段階的な新株式の発行（ターゲット・イシュー）による資本増強と、確実な資金調達が可能になると考えております。概要は下記の通りとなりますが、本スキームは当社の中長期的な財務戦略の観点において一体のものであり、具体的には、資金調達の蓋然性、当社のバランスシートに与える影響及び資金調達のタイミングの観点から、当社の資本政策上の一貫性を有しているものと考えております。

本転換社債は、条件決定時の時価を上回る水準に転換価額を設定することで新株の発行数を抑制し、1株当たり利益の希薄化を抑える一方で、将来の株価上昇時における転換による資本増強を通じて成長投資余力を確保・拡大することを企図しております。加えて、ゼロ金利にて発行されるため、将来の金利上昇リスクを回避するとともに、成長投資資金を低コストで調達することが可能です。

また本転換社債には、一定の条件下における株式への転換を促進する条項（※1）が付されており、当初の資金調達の実現に加え、将来の資本増強が期待できる商品性となっております。

(※1) 120%ソフトコール条項を付与することで、一定の条件下における株式への転換促進を企図しております。

また、本転換社債の発行手法として第三者割当による発行を選択することで、発行準備及び費用の効率化を実現しております。

第1回転換社債及び第2回転換社債の転換価額が異なる水準で設定されていることについては、当社の事業の進捗に伴う株主価値の上昇に併せて、段階的に転換が進み、資本増強がなされることを企図しております。なお、第1回及び第2回転換社債の発行価額は額面100,000,000円あたりそれぞれ101,000,000円及び99,000,000円ですが、本転換社債の発行価額の平均値は額面100,000,000円あたり100,000,000円となるように設定されており、本スキーム全体として実質的なゼロ金利での資金調達を達成しております。

(2) 資金調達方法の選択理由

本スキームの検討に際しては、当社の企業価値の向上のために必要な投資資金を当初時点で確実に確保するとともに、希薄化が当社株式価値に与えるインパクト、ディスカウントによる株価下落の影響を可能な限り排除することにより、既存株主の保護をいかに図るか、また同時に、上記の投資に基づく当社の企業価値の向上とそれに伴う株価上昇に応じて資本増強をいかに効率的に達成し、また中長期的な有利子負債調達余地を確保していくかという観点からの検討を重ねてまいりました。

今回本スキームの採用に至った理由について、当社として特に強調しておくべきと考えております事項は以下の通りとなります。

本転換社債の発行に際し、現時点で当社が必要とする成長資金を、発行と同時に満額かつゼロ金利で調達すること、一時的な1株当たり利益の希薄化を抑えながら、将来における転換に伴う株主資本の増強を通じて成長投資余力を確保・拡大できることを企図いたしました。また転換価額は、本日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、第1回転換社債については5%以上のプレミアムを付した金額で、第2回転換社債については15%以上のプレミアムを付した金額で、市場動向等を勘案して決定することといたしました。国内市場での転換社債の公募発行は、マーケティング期間の長さ等から条件決定までに相当程度の株価インパクトが想定されるため、選択肢から除外しました。また、ユーロ市場での転換社債の公募発行は、現在の市場環境下では十分な需要が見込めるものの、英文目論見書等の作成を要し、準備作業と費用の面で発行の機動性と効率性を損なうことから、選択肢から除外しました。これらに対し、本転換社債の第三者割当による発行は、現在の市場環境下では、本件信託（下記「7. 割当予定先

ご注意： 本リリースは、当社の第三者割当による第1回及び第2回転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

の選定理由等、(3) 割当予定先の保有方針」に定義します。) にかかる本転換社債の額面金額と同額の融資に対する国内金融機関の十分な需要が見込まれ、かかる需要を背景として割当予定先に対する本転換社債の第三者割当による発行が可能であること、上記手法と比べて準備作業と費用の面で発行の機動性と効率性が最も高いことから、発行形態として最適であると判断しました。

希薄化が当社株式価値に与えるインパクトを可能な限り排除しつつも足元の資金調達を行うことに加え当社企業価値向上に必要なタイミングでの機動的な資本増強を効率的かつ確実に行うという観点から、下記資金調達手法を複数検討しましたが、以下の理由から、選択肢から除外しました。

(ア) 普通株式の発行による増資

普通株式の新規発行による増資は、株式価値の希薄化を一時に引き起こし、既存株主の利益を損なうおそれがあります。また、当社は、株価上昇時における現状対比で高い転換価額での段階的な資本増強に重点を置きつつも、足元の資金需要についても調達を行う方針であり、普通株式の時価発行による増資ではかかる要請を満たすことができないことから、今回の資金調達方法としては適当ではないと判断いたしました。

(イ) 新株予約権

新株予約権の発行は、足元の資金調達需要に応じた当初の調達予定金額を調達できないリスクが存在するため、今回の資金調達方法としては適当ではないと判断いたしました。

(ウ) MSCB

株価に連動して転換価額が修正される転換社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び転換条件は多様化しておりますが、一般的には、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する影響が大きいと考えられることから今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(エ) 普通社債・銀行借入

普通社債の発行や金融機関からの借入については、資金調達の選択肢としては重要であるものの、いずれも本転換社債と比べて金利コストが高くなり、また負債性調達であることから当社が中長期的に課題としている資本増強も達成できないため、今回の資金調達方法としては適当ではないと判断いたしました。

本スキームには以下に記載のメリット及びデメリットがありますが、既存株主の利益への配慮と資金使途との適合性、上記の目的を総合的に加味して、本スキームによる資金調達が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

(i) メリット

(ア) 株価インパクトの回避

国内において転換社債を公募する場合とは異なり、本転換社債は第三者割当により発行することから、発行決議日の取引所での当社株式の取引終了後又はその翌日の取引開始前に条件決定を完了することができます。そのため、国内において転換社債を公募の場合に一般に必要となるマーケティング期間中の株価下落リスクを回避し、結果として、本転換社債にかかる潜在株式数の変動リスクも回避することが可能となります。また、マーケティング期間中の株価インパクトによる既存株主が保有する普通株式の価値棄損を回避することも可能となります。

(イ) 資金調達の蓋然性の確保

当社は、本転換社債の発行により、現時点で当社が必要とする成長資金を、発行と同時に調達することが可能となっております。

(ウ) 資本増強の蓋然性の確保

本転換社債は、発行時点においては会計上の負債であり資本には算入されないものの、主には満期直前に想定される当社普通株式への転換、さらには当社の株価動向次第では120%ソフトコール条項の行使が行われ得ることを前提とした早期の転換の促進を通じて、将来的な自己資本の拡充が期待できます。なお、120%ソフトコール条項とは、株価が一定期間、転換価額の120%以上の水準で推移した場合には、当社が一定期間の事前の通知を行った上で、額面金額での現金償還を可能とする条項ですが、かかる現金償還がなされると、本転換社債の保有者(以下「本転換社債権者」といいます。)は転換による収益実現機会を逸失するため、本転換社債権者による本転換社債の転換が促進されることが期待されます。

(エ) 希薄化の限定

本転換社債は、既存株主への配慮のため、転換価額が現状の株価対比で高い水準に設定され、発

ご注意：本リリースは、当社の第三者割当による第1回及び第2回転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

行後の1株当たり利益の潜在的な希薄化を抑制する効果が期待されます。

(オ) 金利コストの最小化

本転換社債はゼロ金利であるため、金利コストの最小化を図った調達が可能となります。

(ii) デメリット

(ア) 不特定多数の新投資家への直接的なアクセスの限界

第三者割当という当社から割当予定先のみへの割当であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることができないという点において限界があります。

(イ) 一時的な負債比率上昇

本転換社債は、発行時点においては会計上の負債であり資本には参入されないため、一時的に負債比率が上昇します。

(ウ) リファイナンス対応が必要となる可能性

本転換社債は、株価が転換価額を下回る水準で推移した場合には、転換による資本増強は実現せず、また、満期に額面での一括償還が必要となり、リファイナンス対応が必要となる可能性があります。

4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 本件調達金額の総額	8,000 百万円
② 発行諸費用の概算額（注）	27 百万円
③ 差引手取概算額	7,973 百万円

(注) 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、登記費用、財務代理人費用、第三者評価機関による証券価値算定費用等です。また、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な用途

本件調達金額の総額は、合計 8,000 百万円（差引手取概算額の合計 7,973 百万円）となる予定であり、調達する資金の具体的な用途は、次の通り予定しております。

具体的な用途	金額	支出予定時期
① ディスポーザブルコンタクトレンズ製造工場の増床	5,000 百万円	2018 年 6 月～2020 年 3 月
② 1 日使い捨てコンタクトレンズ生産ラインの増設	1,600 百万円	2018 年 6 月～2020 年 3 月
③ 定期交換コンタクトレンズ生産ラインの増設	500 百万円	2018 年 6 月～2019 年 3 月
④ 既存生産ラインの付属設備及び製造管理システムへの投資等	873 百万円	2018 年 6 月～2021 年 9 月

当社は、上記の通り、調達する資金を、①ディスポーザブルコンタクトレンズ製造工場の増床、②1日使い捨てコンタクトレンズ生産ラインの増設、③定期交換コンタクトレンズ生産ラインの増設並びに④各工場の既存生産ラインの付属設備及び製造管理システムへの投資等へ充当する予定であり、具体的には以下の通りとなります。

なお、調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

- ① ディスポーザブルコンタクトレンズの国内外の需要増に対応するため、各務原工場において1日使い捨てコンタクトレンズ生産ラインの更なる増設及び定期交換コンタクトレンズ生産ラインの新設を見据えて行う各務原工場の増床のための資金に充当いたします。
- ② 国内および海外への供給拡大のため、各務原工場におけるシリコンハイドロゲル素材を用いた1日使い捨てコンタクトレンズの生産ライン2本の増設のための資金に充当いたします。これにより、現状の生産ライン3本から5本に増設されます。
- ③ 今後の定期交換コンタクトレンズの需要拡大に対応するため、関工場における定期交換コンタクトレンズの生産ライン1本の増設のための資金に充当いたします。これにより、現状の生産ライン7本から8本に増設されます。

ご注意： 本リリースは、当社の第三者割当による第1回及び第2回転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

- ④ 各務原工場及び関工場における既存生産ラインの付属設備及び生産ライン安定稼働を目的とした製造管理システムへの投資のための資金に充当いたします。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本転換社債の発行により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、当社事業の中長期的な発展を志向しています。

本転換社債の株式への転換により、一時的な希薄化が生じるものの、中長期的な観点からは株主利益の向上につながるため、当該資金の使途は合理的であると判断しています。

6. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本転換社債の発行全体としては、一般的な公募で見られる、発行価額と償還金額を同額とする実質的なゼロ金利での発行を所与としつつ、企業価値の今後の増大に併せた段階的な資本増強達成を可能とするため、第1回転換社債及び第2回転換社債に関して異なる転換価額及び発行価額を設定しております。

当社は、本転換社債の発行条件の決定に際して、公正性を期すため、独立した第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）に本転換社債の価格の評価を依頼しました。

当該算定機関は、本転換社債の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本転換社債の評価を実施しています。また、当該算定機関は、本転換社債の発行要項等に定められた諸条件、評価基準日の市場環境、当社及び割当予定先の権利行使行動並びに割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（転換価額の水準、120%ソフトコール条項等の諸条項及びソフトコール可能な期間・株価水準においては本転換社債の割当予定先により本転換社債が転換されることを含みます。）を置き、本転換社債の評価を実施しました。

当社は、当該算定機関より、第1回転換社債及び第2回転換社債のそれぞれにつき、各本新株予約権の実質的対価（本社債に本新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる金利減免等の経済的利益）と各本新株予約権の公正な価値が概ね見合っているとの評価結果（以下「本算定結果」といいます。）を得ていることを確認した上で、また当社の事業環境及び財務状況その他の事情を総合的に勘案し、各本転換社債の発行条件及び払込金額を決定しており、各本転換社債の発行が特に有利な条件に該当しないものと判断いたしました。なお、上記「1. 募集の概要、（7）転換価額」に記載の通り、転換価額は、当社の代表執行役社長又はその代理人が、本取締役会の授権に基づき、2018年5月21日の当社普通株式の普通取引の終値を基準として、第1回転換社債についてはその105%以上で、第2回転換社債についてはその115%以上で、市場動向等を勘案して決定されますが、本算定結果は、2018年5月18日の当社普通株式の普通取引の終値を基準として、授権の下限となる価額水準（第1回転換社債については5%、第2回転換社債については15%の転換プレミアム（アップ率））を前提として算定されております。また、当社監査委員会から、本算定結果を参照した上で、本算定結果は金融工学や市場動向等に精通し、かつ、当社及び割当予定先から独立した外部専門家たる第三者算定機関により算定されたものであること、並びに上記の発行条件において本新株予約権の実質的対価（本社債に本新株予約権を付することによって当社が得ることのできる金利減免等の経済的利益）と本新株予約権の公正価値が概ね見合っているとの説明及びその算定方法に著しく不合理な点が認められないことからすると、これらに基づき当社取締役会において決定された本転換社債の発行条件は割当予定先に特に有利ではなく、適法である旨の意見をj得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本転換社債が全て転換された場合に交付される株式数（第1回転換社債及び第2回転換社債の転換価額を、それぞれ2018年5月18日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の105%及び115%と仮定して算出した見込数の合計値。以下同じです。）は2,416,800株（議決権数24,168個）であり、希薄化率（2018年3月31日現在の当社の発行済株式総数である36,804,000株（総議決権数351,709個）を分母とします。以下同じです。）は6.6%（議決権における割合は、総議決権数の6.9%）に相当します。

しかしながら、前述の通り、今回調達した資金を一層の事業拡大と財務基盤の強化のために充当し、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

ご注意：本リリースは、当社の第三者割当による第1回及び第2回転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

また、今般の資金調達については、本転換社債が全て転換された場合に交付される株式数 2,416,800 株に対し、取引所における当社普通株式の過去 6 ヶ月における 1 日当たり平均出来高は 115,088 株であり、一定の流動性を有していることから、本件資金調達は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

ドイツ銀行ロンドン支店

(1) 名称	ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
(2) 所在地	連合王国、ロンドン EC2N 2DB グレートウィンチェスターストリート 1 番、ウィンチェスターハウス (Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom) 本店住所： ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌス アンラーゲ 12 (Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
(3) 代表者の役職・氏名	取締役会会長 クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing)
(4) 事業内容	銀行業
(5) 資本金	5,291 百万ユーロ (2017 年 12 月 31 日現在) (700,475 百万円) 換算レートは 1 ユーロ 132.39 円 (2018 年 4 月 27 日の仲値) です。
(6) 設立年月日	1870 年 3 月 10 日
(7) 発行済株式数	2,066,733,131 株 (2017 年 12 月 31 日現在)
(8) 決算期	12 月 31 日
(9) 従業員数	97,535 名 (常勤相当、連結、2017 年 12 月 31 日現在)
(10) 主要取引先	投資家及び発行体
(11) 主要取引銀行	-
(12) 大株主及び持株比率	ブラックロック・インク 6.55% C-QUADRAT スペシャル・シチュエーションズ・デディケーティッド・ ファンド 3.50% パラマウント・サービシズ・ホールディングス・リミテッド 3.05% スプリーム・ユニバーサル・ホールディングス・リミテッド 3.05% ステイプ・フェインバーク 3.00% (2017 年 12 月 31 日現在)
(13) 当事会社間の関係	
資本関係	当社と当該会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への 該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

ご注意：本リリースは、当社の第三者割当による第 1 回及び第 2 回転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万ユーロ。特記しているものを除く。)			
決算期	2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期
連結純資産	62,678	59,833	63,174
連結総資産	1,629,130	1,590,546	1,474,732
1株当たり連結純資産(ユーロ)	40.31	38.14	30.16
連結純収益	33,525	30,014	26,447
連結当期純利益	-6,772	-1,356	-735
1株当たり連結当期純利益(ユーロ)	-4.52	-1.08	-0.53
1株当たり配当金(ユーロ)	0.08	0.11	0.11

(単位：百万円。特記しているものを除く。)			
(注) 換算レートは1ユーロ132.39円(2018年4月27日の仲値)です。			
決算期	2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期
連結純資産	8,297,940	7,921,291	8,363,606
連結総資産	215,680,521	210,572,385	195,239,769
1株当たり連結純資産(円)	5,337	5,049	3,993
連結純収益	4,438,375	3,973,553	3,501,318
連結当期純利益	-896,545	-179,521	-97,307
1株当たり連結当期純利益(円)	-598.40	-142.98	-70.17
1株当たり配当金(円)	10.59	14.56	14.56

※なお、当社は割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力若しくは威力を用い又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「反社会的勢力」といいます。)ではなく、かつ反社会的勢力とは関係がないものと判断し、反社会的勢力と関係がないことを示す確認書を取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、様々な資金調達手法について協議・検討した結果、以下に述べる通り、ドイツ銀行グループの日本法人であるドイツ証券株式会社から提案を受けた本スキームが現時点において当社にとって最適な手法であること、かつ割当予定先としてドイツ銀行ロンドン支店を選定するのが最善であるとの結論に至ったため、本日、本取締役会において、本件資金調達の実施を決議いたしました。なお、ドイツ銀行ロンドン支店は、ドイツ連邦共和国の法律に基づいて設立されたドイツ銀行の英国ロンドンにおける支店であり、その法人格は同一となります。

当社は、ドイツ銀行グループ以外の国内外の金融機関からも様々な提案を受けましたが、今回の資金調達では、当初での資金調達と併せて、当社の業績や企業価値が向上する場面で着実に捉えた資本の拡充ができる方法を選択したいと考えておりました。ドイツ銀行グループより提案を受けたTIP型資金調達は、将来の株価上昇に応じた段階的な資本増強を目指すものであり、既存株主の利益に配慮すると同時に、転換価額を段階的に設定することで、当社が目指す企業価値の向上プロセスを明確化するとともに、当社の中長期的な業績や企業価値の向上とそれらに応じた資本の拡充を組み合わせることが可能となります。

また、ドイツ銀行グループは、本転換社債に類似する転換証券案件において世界有数の実績を有しており、調達を確実に実現する観点からも、割当予定先として最適であると判断いたしました。

(注) ドイツ銀行ロンドン支店に対する本転換社債の発行は、日本証券業協会会員であるドイツ証券株式会社の斡旋を受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先であるドイツ銀行ロンドン支店との間で、本転換社債についての継続保有の取り決めはしていません。

当社は割当予定先であるドイツ銀行ロンドン支店の方針として、本転換社債の買受け後、本社債部分の

ご注意：本リリースは、当社の第三者割当による第1回及び第2回転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

リスクの軽減を目的として、本転換社債の一部又は全部を信託口座（別途ドイツ証券株式会社により設定された、委託者及び受益者をドイツ証券株式会社、受託者をドイツ信託株式会社とする信託。以下「本件信託」といいます。）に対して額面金額で譲渡する可能性がある旨、またその場合、本件信託は、複数の国内金融機関等から本転換社債の額面金額と同額の融資を受けることによって、譲渡代金を調達する予定である旨の説明を受けております。

また、本件信託は信託財産として本件信託に信託される本転換社債を引き渡すことを請求する権利を有する受益権を発行し、当該受益権を行使することのできる権利（以下「本件プット権」といいます。）をドイツ銀行ロンドン支店が有することとなり、本件プット権を行使した場合には、本件信託から本転換社債を取得した上で、当該本転換社債に付された本新株予約権を行使することになる旨、本件プット権は海外機関投資家に転売される可能性がある旨についても併せて説明を受けております。

※ 上記に記載される、ドイツ銀行ロンドン支店による本転換社債の本件信託への譲渡は、その対象となる本転換社債に係る議決権の数の合計が当社の総株主等の議決権の数の5%以上となる場合には、金融商品取引法第167条第1項及び同法施行令第31条に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定める「買集め行為」に該当する可能性がありますので、本件信託の受託者であるドイツ信託株式会社からの要請により、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づき2018年5月21日に発表の「ドイツ信託株式会社による株式会社メニコン（証券コード7780）転換社債型新株予約権付社債の買付けの決定に関するお知らせ」も併せてご覧ください。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

ドイツ銀行ロンドン支店からは、本転換社債の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の直近の通期レポート（2018年2月2日提出）に記載されている財務諸表等から、純資産額は631億ユーロ（約8兆3,636億円、換算レート1ユーロ132.39円（2018年4月27日の仲値））（連結、2017年12月31日現在）であると確認している他、本転換社債の払込金額（発行価額）の総額の払込みについては本第三者割当契約においてドイツ銀行ロンドン支店の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

（5）ロックアップについて

本転換社債の募集に関連して、当社、大株主である田中英成及びその資産管理会社である株式会社マミは、割当予定先との間で、本第三者割当契約の締結日に始まり本転換社債の払込期日の180日後に終了する期間中、割当予定先の事前の書面による承諾なしに、当社普通株式又は当社普通株式に転換若しくは交換できる証券の申込みの勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転若しくは処分及びこれに類する一定の行為（但し、会社法第192条第1項に基づく単元未満株式の買取請求による発行会社の普通株式の売却又は譲渡、田中英成並びに株式会社マミとの間で行われる発行会社の普通株式の売却又は譲渡、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所及び日本証券金融株式会社が発行会社の普通株式を貸借銘柄に選定するにあたって行われる日本証券金融株式会社に対する発行会社の普通株式の貸付けを除きます。）を行わない旨を払込期日付で合意することを予定しております。

（6）割当予定先の実態

割当予定先であるドイツ銀行は、その株式をドイツ連邦共和国内の各証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、ユーロ圏の中央銀行である欧州中央銀行（European Central Bank）及びドイツ連邦共和国の行政機関であるドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht（BaFin））の監督及び規制を受けております。また、ドイツ銀行ロンドン支店は、イングランド銀行（Bank of England）（プルーデンス規制機構（Prudential Regulation Authority））及び英国金融行為監督機構（Financial Conduct Authority）の監督及び規制を受けております。

また、ドイツ銀行は本邦にも東京支店を有しており、外国銀行支店として銀行法に基づき金融庁の監督及び規制を受けており、ドイツ銀行グループの国内法人であるドイツ証券株式会社は、金融商品取引業者として登録済み（登録番号：関東財務局長（金商）第117号）であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関（日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会）に所属し、その規則の適用を受けております。

当社は、欧州中央銀行ホームページ、ドイツ連邦金融監督庁ホームページ、英国金融行為監督機構ホームページ、ドイツ銀行のアンニュアルレポート等でドイツ銀行の属するグループが諸外国の監督及び規制の

ご注意：本リリースは、当社の第三者割当による第1回及び第2回転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

下にある事実について確認しており、また本件の斡旋を行うドイツ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容も踏まえ、同社及びその役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力ではなく、かつ反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。なお、当社は割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力ではなく、かつ反社会的勢力と関係がないことを示す確認書を取引所に提出しております。

8. 大株主及び持株比率

募集前（2017年9月30日現在）	
氏名	持株比率（%）
メニコン社員持株会	5.92
株式会社トヨタミ	5.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5.25
田中 英成	4.96
塚本 香津子	3.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.34
株式会社マミ	2.80
株式会社三菱東京UFJ銀行	2.17
田中 康範	1.85
株式会社近藤紡績所	1.79

- (注) 1. 「持株比率」は、2017年9月30日現在の株主名簿上の株式数を基準として記載しております。
 2. 本転換社債について長期保有を約していないため、本転換社債に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。
 3. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 4. 2018年4月1日付で株式会社三菱東京UFJ銀行は株式会社三菱UFJ銀行へ商号を変更しております。

9. 今後の見通し

当社は、本転換社債の発行により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することによって、一層の事業拡大と財務基盤の強化を志向しており、これは中長期的に株主価値の向上に資すると考えております。

また、本件資金調達による2019年3月期の通期業績への影響はないと見込んでおります。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本転換社債の発行は、①希薄化率が合計25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本転換社債の全てが当社普通株式に転換された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

決算期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
連結売上高	67,332	72,052	76,672
連結営業利益	3,457	3,910	4,394
連結経常利益	3,236	4,036	4,458
親会社株主に帰属する当期純利益	2,224	2,543	2,657
1株当たり連結当期純利益（円）	62.52	71.75	75.67
1株当たり配当金（円）	15	19	25
1株当たり連結純資産（円）	1,049.18	1,072.01	1,138.62

(注) 当社は、2018年1月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行いました。2016年3月期の期首にかかる株式分割が行われたと仮定し、1株当たり連結当期純利益、1株当たり配当金及び1株当たり連結純資産を記載しております。

ご注意：本リリースは、当社の第三者割当による第1回及び第2回転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2018年3月31日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	36,804,000株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	485,600株	1.31%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	—	—

（注）上記潜在株式数は、当社のストック・オプション制度に係る潜在株式数です。

（2） 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
始値	1,475円	1,893円	1,713円
高値	2,078円	2,033円	3,530円
安値	1,025円	1,251円	1,558円
終値	1,890円	1,705円	2,644円

（注）当社は、2018年1月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行いました。2016年3月期の期首にかかる株式分割が行われたと仮定し、各株価を記載しております。

② 最近6か月間の状況

	2017年 12月	2018年 1月	2月	3月	4月	5月
始 値	2,950円	3,210円	3,305円	2,635円	2,696円	2,851円
高 値	3,230円	3,385円	3,530円	2,711円	2,893円	3,145円
安 値	2,930円	2,980円	2,328円	2,483円	2,680円	2,633円
終 値	3,140円	3,295円	2,635円	2,644円	2,864円	3,015円

（注） 1. 2018年5月の状況につきましては、2018年5月18日現在で表示しております。
2. 当社は、2018年1月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行いました。2017年12月1日にかかる株式分割が行われたと仮定し、各株価を記載しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2018年5月18日現在
始 値	2,995円
高 値	3,060円
安 値	2,942円
終 値	3,015円

（3） 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① 公募増資による新株発行

発行期日	2015年6月24日
調達資金の額	金2,397,000,000円（差引手取概算額 2,369,000,000円）
発行価額	1株につき金1,385.50円
募集時における発行済株式数	16,344,000株
当該募集による発行株式数	1,500,000株
募集後における発行済株式数	17,844,000株
発行時における当初の資金使途	設備投資資金及び広告宣伝費

ご注意：本リリースは、当社の第三者割当による第1回及び第2回転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

及び支出予定時期	2016年3月期及び2017年3月期
現時点における充当状況	全額充当済

②第三者割当による新株式発行（オーバーアロットメントに伴う売出しに関連した第三者割当）

発行期日	2015年7月28日
調達資金の額	金551,310,000円（差引手取概算額 549,380,000円）
発行価額	1株につき金1,598円
募集時における発行済株式数	17,844,000株
当該募集による発行株式数	345,000株
募集後における発行済株式数	18,189,000株
割当先	大和証券株式会社
発行時における当初の資金用途 及び支出予定時期	設備投資資金及び広告宣伝費 2016年3月期及び2017年3月期
現時点における充当状況	全額充当済

ご注意： 本リリースは、当社の第三者割当による第1回及び第2回転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

株式会社メニコン
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
発行要項

1. 社債の名称

株式会社メニコン第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本転換社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の総額

金40億円

3. 各社債の金額

金1億円

4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本転換社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関（第22項に定める。以下同じ。）の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本転換社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本転換社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本転換社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

5. 社債の利率

本社債には利息を付さない。

6. 社債の払込金額

各社債の金額100円につき金101円

7. 社債の償還金額

各社債の金額100円につき金100円

但し、繰上償還の場合は第11項第(3)号乃至第(7)号に定める金額とする。

8. 新株予約権又は社債の譲渡

本転換社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

9. 担保・保証の有無

本転換社債には担保及び保証は付されておらず、また本転換社債のために特に留保されている資産はない。

10. 社債管理者の不設置

本転換社債は会社法第702条但書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

11. 社債の償還の方法及び期限

(1) 本社債は、2021年6月7日にその総額を償還する。但し、繰上償還に関しては本項第(3)号乃至第(7)号に定めるところによる。

(2) 本社債を償還すべき日（本項第(3)号乃至第(7)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還日」という。）が東京における銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日に繰り上げる。

(3) 120%ソフトコール条項による繰上償還

- ① 当社は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。以下本項において同じ。）がある20連続取引日（「取引日」とは、取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。本項第(5)号③、本項第(6)号②及び本項第(7)号②における場合を除き、以下同じ。）にわたり、

各取引日における当該終値が当該取引日に適用のある転換価額（第12項第(6)号③に定義する。以下同じ。）の120%以上であった場合、当該20連続取引日の最終日から15日以内に必要事項を公告した上で（但し、当該公告を行うことができる日は2019年6月7日以降2021年4月26日までとする。）、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。償還日は2019年8月6日以降2021年5月25日までとする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。なお、当社が当社普通株式の株式分割又は当社普通株式に対する当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合、当該株式分割等の基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日又は効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日とする。以下本号において同じ。）の2取引日前の日から当該株式分割等の基準日までの3取引日（当該基準日を含む。）についての本条項の適用にあたっては、第12項第(9)号②の規定にかかわらず、当該各取引日の1か月前の応当日（応当日がない場合には当該各取引日の前月末日とする。）における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した株式数を既発行株式数とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、第12項第(8)号に定める新株式発行等による転換価額調整式により算出された転換価額をもって、当該各取引日に適用のある転換価額とする。

② 当社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

(4) クリーンアップ条項による繰上償還

① 本号の繰上償還の公告を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の金額の合計額が発行時の本社債の金額の合計額の10%を下回った場合、当社は、必要事項を公告した上で（但し、当該公告を行うことができる日は2021年5月7日までとする。）、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。

② 当社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

(5) 組織再編行為による繰上償還

① 組織再編行為（本号⑤に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は取締役会で承認した場合又は会社法に従いその他当社の機関が決定した場合）において、当社が、(イ)第12項第(21)号に従って承継新株予約権（同号に定義する。）を交付することができない場合、又は(ロ)組織再編行為の承認若しくは決定の日（以下「承認日」という。）までに、財務代理人に対し、承継会社等（本号⑥に定義する。）が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当社としては予定していない旨を記載し、当社の代表者が署名した証明書を交付した場合には、当社は、償還日（当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日で、かつ銀行営業日とする。）の30日前までに償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号②乃至④に従って決定される償還金額（以下「組織再編行為償還金額」という。）で繰上償還する。

② 組織再編行為償還金額は、参照パリティ（本号③に定義する。）及び償還日に応じて下記の表（本社債の各社債の金額に対する割合（百分率）として表示する。）に従って決定される。

組織再編行為償還金額 (%)

償還日	参照パリティ								
	70%	80%	90%	100%	110%	120%	130%	140%	150%
2018年6月7日	97.22	99.52	103.08	108.01	114.27	121.78	130.40	140.00	150.00
2019年6月7日	97.78	99.50	102.60	107.24	113.36	120.83	130.00	140.00	150.00
2020年6月7日	98.56	99.33	101.52	105.78	112.19	120.38	130.00	140.00	150.00
2021年5月25日	99.94	99.94	99.94	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00

(注) 上記表中の数値は、2018年5月18日現在における見込みの数値であり、転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本転換社債の価値を反映する金額となるように、当社代表執行役社長又はその代理人が、当社取締役会の授権に基づき、転換価額の決定と同時に決定する。

- ③ 「参照パリティ」は、(イ)当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を、当該組織再編行為の承認日時時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会その他当社の機関において当該組織再編行為の条件（当該組織再編行為に関して支払われ又は交付される対価を含む。）が承認又は決定された日（かかる承認又は決定の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる5連続取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）を、当該5連続取引日の最終日時時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第12項第(9)号、第(10)号又は第(14)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。但し、償還日が2021年5月26日（同日を含む。）から2021年6月4日（同日を含む。）までの期間の場合は、償還金額は各社債の金額の100%とする。本③、本項第(6)号②及び本項第(7)号②において「取引日」とは、取引所が営業している日をいい、当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。）が発表されない日を含まない。

- ④ 参照パリティ又は償還日が本号②の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。

(イ)参照パリティが本号②の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は償還日が本号②の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する本号②の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）により算出した金額とする。但し、日付に係る補間については、1年を365日とする。

(ロ)参照パリティが本号②の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる右端の値と同一とみなす。

(ハ)参照パリティが本号②の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる左端の値と同一とみなす。

但し、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の150%を上限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が150%を超える場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の150%とする。また、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の100%を下限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が100%未満となる場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の100%とする。

- ⑤ 「組織再編行為」とは、(イ)当社が消滅する会社となる合併、(ロ)吸収分割又は新設分割

(承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受ける場合に限る。)、(ハ)当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及び(ニ)その他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられ又は承継されることとなるものを総称していう。

⑥ 「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(ハ)に定める株式会社を総称していう。

(イ)合併(合併により当社が消滅する場合に限る。) 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(ロ)吸収分割 当社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

(ハ)新設分割 新設分割により設立する株式会社

(ニ)株式交換 株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(ホ)株式移転 株式移転により設立する株式会社

(ヘ)上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当社の義務を引き受ける又は承継する株式会社

⑦ 当社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

(6) 上場廃止等による繰上償還

① (イ)当社以外の者(以下「公開買付者」という。)によって、金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ(ニ)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。)から15日以内に償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目を降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号②に従って決定される償還金額(以下「上場廃止等償還金額」という。)で繰上償還する。

② 上場廃止等償還金額は、本項第(5)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。但し、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付期間の末日時点で有効な買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付期間の末日に終了する5連続取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)を、公開買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第12項第(9)号、第(10)号又は第(14)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。但し、償還日が2021年5月26日(同日を含む。)から2021年6月4日(同日を含む。)までの期間の場合、償還金額は各社債の金額の100%とする。

③ 本号①にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向又は本項第(7)号に定めるスクイーズアウト事由を行う意向を当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号①の規定は適用されない。但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為の承認日又は本項第(7)号に定めるスクイーズアウト

ト事由発生日が到来しなかった場合、当社は、かかる60日間の末日から15日以内に償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。

- ④ 当社が本号に定める償還義務と本項第(5)号又は本項第(7)号に定める償還義務の両方を負うこととなる場合、本社債は本項第(5)号又は本項第(7)号に従って償還されるものとする。

(7) スクイーズアウトによる繰上償還

- ① 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式を対価と引換えに取得する旨の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、当該スクイーズアウト事由に係る決議日（以下「スクイーズアウト事由発生日」という。）から15日以内に償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。但し、当該効力発生日が当該公告の日から30日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は、償還日が当該効力発生日よりも前の日になることを確保するために必要な限度で繰り上げられる。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号②に従って決定される償還金額（以下「スクイーズアウト償還金額」という。）で繰上償還する。

- ② スクイーズアウト償還金額は、本項第(5)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。但し、参照パリティは、(イ)当該スクイーズアウト事由に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を、スクイーズアウト事由発生日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、当該スクイーズアウト事由発生日に終了する5連続取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）を、スクイーズアウト事由発生日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第12項第(9)号、第(10)号又は第(14)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。但し、償還日が2021年5月26日（同日を含む。）から2021年6月4日（同日を含む。）までの期間の場合、償還金額は各社債の金額の100%とする。

- (8) 本項第(3)号乃至第(7)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権は、本社債の償還により第12項第(4)号に従って行使できなくなるによりその全部が消滅する。

- (9) 当社が本項第(3)号乃至第(7)号の規定のいずれかに基づく繰上償還の公告を行った場合、以後他の事由に基づく繰上償還の公告を行うことはできない。また、当社が本項第(5)号若しくは本項第(7)号に基づき繰上償還の公告を行う義務が発生した場合又は本項第(6)号①(イ)乃至(ロ)に規定される事由が発生した場合には、以後本項第(3)号若しくは本項第(4)号に基づく繰上償還の公告を行うことはできない。

- (10) 当社は、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に別途定められている場合を除き、払込期日（第21項に定める。）の翌日以降いつでも本転換社債を買入れることができる。買入れた本社債を消却する場合、当該本社債に付された本新株予約権は第12項第(5)号に従って行使できなくなるにより消滅する。

12. 新株予約権の内容

(1) 社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

(2) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

本新株予約権の目的である株式の数は、同一の本転換社債の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2018年6月14日から2021年5月25日までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して当社普通株式の交付を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ① 当社普通株式に係る基準日又は株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）。
- ② 振替機関が必要であると認めた日。
- ③ 組織再編行為において承継会社等の新株予約権を交付する場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要となるときは、当社が行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要な事項を当該期間の開始日の30日前までに公告した場合における当該期間。
- ④ 第11項第(3)号乃至第(7)号に定めるところにより、2021年5月25日以前に本社債が償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降。
- ⑤ 第17項に定めるところにより、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日（当日を含む。）以降。

(5) 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。なお、当社が本転換社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に付された本新株予約権を行使することはできない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

- ① 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。
- ② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- ③ 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。但し、本項第(21)号において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をいう。）は、当社代表執行役社長又はその代理人が、当社取締役会の授権に基づき、2018年5月21日（本転換社債の発行決議日同日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の105%以上で、市場動向等を勘案して決定する。但し、転換価額は本項第(8)号乃至第(14)号に定めるところにより調整されることがある。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から本号①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 当社は、本転換社債の発行後、本項第(9)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}$$

既発行株式数+交付株式数

- (9) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(13)号②に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合。
調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。
- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合。
調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(13)号②に定める時価を下回る価額による当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、本項第(13)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又は本項第(13)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（但し、当社若しくはその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員若しくは使用人に新株予約権を割り当てる場合又は2018年5月21日付の取締役会決議に基づく第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行を除く。）。なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものとして本③を適用する。
調整後の転換価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。
但し、本③に定める証券（権利）又は新株予約権の取得の請求、取得又は行使により交付される普通株式の価額が当該証券（権利）又は新株予約権が発行された時点で確定していないときは、調整後の転換価額は、当該価額が確定した日の翌日以降、当該価額の確定時点で発行されている当該証券（権利）又は新株予約権の全てが当該価額の確定時点の条件で請求、取得又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなし、また、本③に定める証券（権利）又は新株予約権の発行（新株予約権無償割当ての場合を含む。）が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表したときは、調整後の転換価額は、当該証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証

券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）については、交付の対象となる新株予約権を含む。）について、当該証券（権利）又は新株予約権の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得又は当該証券（権利）若しくは新株予約権の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得又は当該証券（権利）若しくは新株予約権の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- ④ 本号①乃至③の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認又は決定を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認又は決定があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認又は決定があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、株式の交付については本項第(19)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (10) 当社は、本転換社債の発行後、本項第(11)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金1億円）あたりの本新株予約権の目的である株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (11)① 「特別配当」とは、2021年5月25日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株あたりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金1億円）あたりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、各社債の金額（金1億円）を2018年5月21日又はその翌日に決定する転換価額で除して得られる数値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）に25を乗じた金額とする。）に当該事業年度に係る下記に定める比率（当社が当社の事業年度を変更した場合には、下記に定める事業年度及び比率は合理的に修正されるものとする。）を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

2019年3月末日に終了する事業年度	1.00
2020年3月末日に終了する事業年度	1.10
2021年3月末日に終了する事業年度	1.21

- ② 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- (12) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由

が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (13) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 転換価額調整式で使用する「時価」は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（但し、本項第(9)号④の場合は基準日）又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含まない。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の30日前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(9)号又は第(14)号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (14) 当社は、本項第(9)号及び第(10)号に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は、転換価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又はその他組織再編行為のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② 本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が、他方の事由によって調整されているとみなされるとき。
- (15) 本項第(8)号乃至第(14)号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を通知又は公告する。但し、適用開始日の前日までに前記の通知又は公告を行うことができないときは、適用開始日以降すみやかにこれを行う。
- (16) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第23項に定める行使請求の受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (17) ① 本新株予約権の行使請求は、本新株予約権者が本転換社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行い、行使請求期間中に当該振替機関又は口座管理機関により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
- ② 振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行った者は、その後これを撤回することができない。
- (18) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債についての弁済期が到来するものとする。
- (19) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、

当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

- (20) 本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (21) 当社が、組織再編行為を行う場合は、第11項第(5)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号①乃至⑨の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、当該新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- ① 交付する承継会社等の承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
- ② 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- ③ 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の数の算定方法
行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の総額を下記④に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
- ④ 承継新株予約権付社債の転換価額
組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債（承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債に付したものをいう。以下同じ。）の転換価額を定める。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、本項第(8)号乃至第(14)号に準じた調整を行う。
- ⑤ 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。
- ⑥ 承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日（当社が本項第(4)号③に定める期間を指定したときは、当該組織再編行為の効力発生日又は当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から、本項第(4)号に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。
- ⑦ 承継新株予約権の行使の条件
各承継新株予約権の一部について承継新株予約権を行使することはできないものとする。なお、承継会社等が承継新株予約権付社債を買入れ当該承継新株予約権付社債に係る社債を消却した場合には、当該社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。
- ⑧ 承継新株予約権の取得条項
承継新株予約権の取得条項は定めない。
- ⑨ 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

13. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡は

できず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率（年0.0%）、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとした。

14. 担保提供制限

- (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本転換社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合は、本転換社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として当該新株予約権付社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨定めたものをいう。
- (2) 前号に基づき設定した担保権が未償還の本社債を担保するに十分でないときは、当社は本転換社債のためにも担保付社債信託法に基づき担保権を設定する。
- (3) 当社が吸収合併、株式交換又は吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社又は吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合には、本項第(1)号及び第(2)号は適用されない。

15. 担保付社債への切替

- (1) 当社は、いつでも本転換社債のために担保権を担保付社債信託法に基づき設定することができる。
- (2) 当社が第14項又は前号により本転換社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

16. 担保提供制限に係る特約の解除

当社が、第14項又は第15項により本転換社債のために担保権を設定した場合は、以後、第14項は適用されない。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。但し、第14項又は第15項により当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定した場合には、本項第(2)号に該当しても期限の利益を喪失しない。

- (1) 当社が、第11項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、第14項の規定に違背したとき。
- (3) 当社が、第12項第(8)号乃至第(15)号、第15項第(2)号又は第18項に定める規定に違背し、本社債権者から是正を求める通知を受けた後30日以内にその履行又は補正をしないとき。
- (4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受け、又は解散（合併の場合を除く。）したとき。
- (8) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく毀損する事実が生じたとき。

18. 社債権者に通知する場合の公告

本転換社債に関して社債権者に対し公告する場合には、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

19. 社債権者集会

- (1) 本転換社債の社債権者集会は、本転換社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の新株予約権付社債」という。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の2週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を通知する。
- (2) 本種類の新株予約権付社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の新株予約権付社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の新株予約権付社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

20. 申込期間

2018年6月7日

21. 新株予約権の割当日及び社債の払込期日（発行日）

2018年6月7日

22. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

23. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社

24. 財務代理人

本社債の財務代理人はドイツ銀行東京支店とする。財務代理人は、発行代理人及び支払代理人を兼ねるものとする。

財務代理人は、本社債の社債権者に対していかなる義務も責任も負わず、また本社債の社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しない。

25. 償還金の支払

本社債に係る償還金は、社債等振替法及び振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

26. 募集方法

第三者割当の方法により、全額をドイツ銀行ロンドン支店に割り当てる。

27. 申込取扱場所

株式会社メニコン 財務&IR部

愛知県名古屋市中区葵三丁目21番19号

28. 上場申請の有無

なし

29. 上記に定めるものの他、第11項第(5)号②の組織再編行為償還金額及び第12項第(6)号③の転換価額の決定その他本転換社債の発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表執行役社長又はその代理人に一任する。

30. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

株式会社メニコン
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
発行要項

1. 社債の名称
株式会社メニコン第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本転換社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社債の総額
金40億円
3. 各社債の金額
金1億円
4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
本転換社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関（第22項に定める。以下同じ。）の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本転換社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本転換社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本転換社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。
5. 社債の利率
本社債には利息を付さない。
6. 社債の払込金額
各社債の金額100円につき金99円
7. 社債の償還金額
各社債の金額100円につき金100円
但し、繰上償還の場合は第11項第(3)号乃至第(7)号に定める金額とする。
8. 新株予約権又は社債の譲渡
本転換社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
9. 担保・保証の有無
本転換社債には担保及び保証は付されておらず、また本転換社債のために特に留保されている資産はない。
10. 社債管理者の不設置
本転換社債は会社法第702条但書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。
11. 社債の償還の方法及び期限
 - (1) 本社債は、2021年6月7日にその総額を償還する。但し、繰上償還に関しては本項第(3)号乃至第(7)号に定めるところによる。
 - (2) 本社債を償還すべき日（本項第(3)号乃至第(7)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還日」という。）が東京における銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日に繰り上げる。
 - (3) 120%ソフトコール条項による繰上償還
 - ① 当社は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。以下本項において同じ。）がある20連続取引日（「取引日」とは、取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。本項第(5)号③、本項第(6)号②及び本項第(7)号②における場合を除き、以下同じ。）にわたり、

各取引日における当該終値が当該取引日に適用のある転換価額（第12項第(6)号③に定義する。以下同じ。）の120%以上であった場合、当該20連続取引日の最終日から15日以内に必要事項を公告した上で（但し、当該公告を行うことができる日は2020年6月8日以降2021年4月26日までとする。）、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。償還日は2020年8月7日以降2021年5月25日までとする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。なお、当社が当社普通株式の株式分割又は当社普通株式に対する当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合、当該株式分割等の基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日又は効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日とする。以下本号において同じ。）の2取引日前の日から当該株式分割等の基準日までの3取引日（当該基準日を含む。）についての本条項の適用にあたっては、第12項第(9)号②の規定にかかわらず、当該各取引日の1か月前の応当日（応当日がない場合には当該各取引日の前月末日とする。）における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した株式数を既発行株式数とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、第12項第(8)号に定める新株式発行等による転換価額調整式により算出された転換価額をもって、当該各取引日に適用のある転換価額とする。

② 当社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

(4) クリーンアップ条項による繰上償還

① 本号の繰上償還の公告を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の金額の合計額が発行時の本社債の金額の合計額の10%を下回った場合、当社は、必要事項を公告した上で（但し、当該公告を行うことができる日は2021年5月7日までとする。）、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。

② 当社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

(5) 組織再編行為による繰上償還

① 組織再編行為（本号⑤に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は取締役会で承認した場合又は会社法に従いその他当社の機関が決定した場合）において、当社が、(イ)第12項第(21)号に従って承継新株予約権（同号に定義する。）を交付することができない場合、又は(ロ)組織再編行為の承認若しくは決定の日（以下「承認日」という。）までに、財務代理人に対し、承継会社等（本号⑥に定義する。）が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当社としては予定していない旨を記載し、当社の代表者が署名した証明書を交付した場合には、当社は、償還日（当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日で、かつ銀行営業日とする。）の30日前までに償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号②乃至④に従って決定される償還金額（以下「組織再編行為償還金額」という。）で繰上償還する。

② 組織再編行為償還金額は、参照パリティ（本号③に定義する。）及び償還日に応じて下記の表（本社債の各社債の金額に対する割合（百分率）として表示する。）に従って決定される。

組織再編行為償還金額 (%)

償還日	参照パリティ								
	70%	80%	90%	100%	110%	120%	130%	140%	150%
2018年6月7日	97.82	100.26	103.94	108.91	115.12	122.47	130.82	140.07	150.00
2019年6月7日	98.18	100.02	103.24	107.97	114.18	121.73	130.40	140.00	150.00
2020年6月7日	98.72	99.59	101.90	106.19	112.51	120.51	130.00	140.00	150.00
2021年5月25日	99.94	99.94	99.94	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00

(注) 上記表中の数値は、2018年5月18日現在における見込みの数値であり、転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本転換社債の価値を反映する金額となるように、当社代表執行役社長又はその代理人が、当社取締役会の授権に基づき、転換価額の決定と同時に決定する。

- ③ 「参照パリティ」は、(イ)当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を、当該組織再編行為の承認日時時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会その他当社の機関において当該組織再編行為の条件（当該組織再編行為に関して支払われ又は交付される対価を含む。）が承認又は決定された日（かかる承認又は決定の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる5連続取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）を、当該5連続取引日の最終日時時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第12項第(9)号、第(10)号又は第(14)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。但し、償還日が2021年5月26日（同日を含む。）から2021年6月4日（同日を含む。）までの期間の場合は、償還金額は各社債の金額の100%とする。本③、本項第(6)号②及び本項第(7)号②において「取引日」とは、取引所が営業している日をいい、当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。）が発表されない日を含まない。

- ④ 参照パリティ又は償還日が本号②の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。

(イ)参照パリティが本号②の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は償還日が本号②の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する本号②の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）により算出した金額とする。但し、日付に係る補間については、1年を365日とする。

(ロ)参照パリティが本号②の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる右端の値と同一とみなす。

(ハ)参照パリティが本号②の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる左端の値と同一とみなす。

但し、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の150%を上限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が150%を超える場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の150%とする。また、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の100%を下限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が100%未満となる場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の100%とする。

- ⑤ 「組織再編行為」とは、(イ)当社が消滅する会社となる合併、(ロ)吸収分割又は新設分割

(承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受ける場合に限る。)、(ハ)当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及び(ニ)その他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられ又は承継されることとなるものを総称していう。

⑥ 「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(ハ)に定める株式会社を総称していう。

(イ)合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(ロ)吸収分割 当社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

(ハ)新設分割 新設分割により設立する株式会社

(ニ)株式交換 株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(ホ)株式移転 株式移転により設立する株式会社

(ヘ)上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当社の義務を引き受ける又は承継する株式会社

⑦ 当社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

(6) 上場廃止等による繰上償還

① (イ)当社以外の者(以下「公開買付者」という。)によって、金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ(ニ)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。)から15日以内に償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号②に従って決定される償還金額(以下「上場廃止等償還金額」という。)で繰上償還する。

② 上場廃止等償還金額は、本項第(5)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。但し、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付期間の末日時点で有効な買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付期間の末日に終了する5連続取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)を、公開買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第12項第(9)号、第(10)号又は第(14)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。但し、償還日が2021年5月26日(同日を含む。)から2021年6月4日(同日を含む。)までの期間の場合、償還金額は各社債の金額の100%とする。

③ 本号①にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向又は本項第(7)号に定めるスクイーズアウト事由を行う意向を当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号①の規定は適用されない。但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為の承認日又は本項第(7)号に定めるスクイーズアウト

ト事由発生日が到来しなかった場合、当社は、かかる60日間の末日から15日以内に償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。

- ④ 当社が本号に定める償還義務と本項第(5)号又は本項第(7)号に定める償還義務の両方を負うこととなる場合、本社債は本項第(5)号又は本項第(7)号に従って償還されるものとする。
- (7) スクイーズアウトによる繰上償還
- ① 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式を対価と引換えに取得する旨の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、当該スクイーズアウト事由に係る決議日（以下「スクイーズアウト事由発生日」という。）から15日以内に償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。但し、当該効力発生日が当該公告の日から30日目の日より前の日となる場合には、かかる償還日は、償還日が当該効力発生日よりも前の日になることを確保するために必要な限度で繰り上げられる。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号②に従って決定される償還金額（以下「スクイーズアウト償還金額」という。）で繰上償還する。
- ② スクイーズアウト償還金額は、本項第(5)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。但し、参照パリティは、(イ)当該スクイーズアウト事由に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を、スクイーズアウト事由発生日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、当該スクイーズアウト事由発生日に終了する5連続取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）を、スクイーズアウト事由発生日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第12項第(9)号、第(10)号又は第(14)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。但し、償還日が2021年5月26日（同日を含む。）から2021年6月4日（同日を含む。）までの期間の場合、償還金額は各社債の金額の100%とする。
- (8) 本項第(3)号乃至第(7)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権は、本社債の償還により第12項第(4)号に従って行使できなくなるによりその全部が消滅する。
- (9) 当社が本項第(3)号乃至第(7)号の規定のいずれかに基づく繰上償還の公告を行った場合、以後他の事由に基づく繰上償還の公告を行うことはできない。また、当社が本項第(5)号若しくは本項第(7)号に基づき繰上償還の公告を行う義務が発生した場合又は本項第(6)号①(イ)乃至(ニ)に規定される事由が発生した場合には、以後本項第(3)号若しくは本項第(4)号に基づく繰上償還の公告を行うことはできない。
- (10) 当社は、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に別途定められている場合を除き、払込期日（第21項に定める。）の翌日以降いつでも本転換社債を買入れることができる。買入れた本社債を消却する場合、当該本社債に付された本新株予約権は第12項第(5)号に従って行使できなくなるにより消滅する。

12. 新株予約権の内容

(1) 社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

(2) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

本新株予約権の目的である株式の数は、同一の本転換社債の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2018年6月14日から2021年5月25日までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して当社普通株式の交付を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ① 当社普通株式に係る基準日又は株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）。
- ② 振替機関が必要であると認めた日。
- ③ 組織再編行為において承継会社等の新株予約権を交付する場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要となるときは、当社が行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要な事項を当該期間の開始日の30日前までに公告した場合における当該期間。
- ④ 第11項第(3)号乃至第(7)号に定めるところにより、2021年5月25日以前に本社債が償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降。
- ⑤ 第17項に定めるところにより、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日（当日を含む。）以降。

(5) 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。なお、当社が本転換社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に付された本新株予約権を行使することはできない。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

- ① 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。
- ② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- ③ 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。但し、本項第(21)号において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をいう。）は、当社代表執行役社長又はその代理人が、当社取締役会の授権に基づき、2018年5月21日（本転換社債の発行決議日同日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の115%以上で、市場動向等を勘案して決定する。但し、転換価額は本項第(8)号乃至第(14)号に定めるところにより調整されることがある。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から本号①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 当社は、本転換社債の発行後、本項第(9)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}$$

既発行株式数+交付株式数

- (9) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(13)号②に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合。
調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。
- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合。
調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(13)号②に定める時価を下回る価額による当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、本項第(13)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）、又は本項第(13)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（但し、当社若しくはその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員若しくは使用人に新株予約権を割り当てる場合又は2018年5月21日付の取締役会決議に基づく第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行を除く。）。なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものとして本③を適用する。
調整後の転換価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。
但し、本③に定める証券（権利）又は新株予約権の取得の請求、取得又は行使により交付される普通株式の価額が当該証券（権利）又は新株予約権が発行された時点で確定していないときは、調整後の転換価額は、当該価額が確定した日の翌日以降、当該価額の確定時点で発行されている当該証券（権利）又は新株予約権の全てが当該価額の確定時点の条件で請求、取得又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなし、また、本③に定める証券（権利）又は新株予約権の発行（新株予約権無償割当ての場合を含む。）が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表したときは、調整後の転換価額は、当該証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証

券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）については、交付の対象となる新株予約権を含む。）について、当該証券（権利）又は新株予約権の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得又は当該証券（権利）若しくは新株予約権の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得又は当該証券（権利）若しくは新株予約権の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- ④ 本号①乃至③の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認又は決定を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認又は決定があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認又は決定があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、株式の交付については本項第(19)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (10) 当社は、本転換社債の発行後、本項第(11)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金1億円）あたりの本新株予約権の目的である株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (11) ① 「特別配当」とは、2021年5月25日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株あたりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金1億円）あたりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、各社債の金額（金1億円）を2018年5月21日又はその翌日に決定する転換価額で除して得られる数値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）に25を乗じた金額とする。）に当該事業年度に係る下記に定める比率（当社が当社の事業年度を変更した場合には、下記に定める事業年度及び比率は合理的に修正されるものとする。）を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

2019年3月末日に終了する事業年度	1.00
2020年3月末日に終了する事業年度	1.10
2021年3月末日に終了する事業年度	1.21

- ② 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- (12) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由

が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (13) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 転換価額調整式で使用する「時価」は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（但し、本項第(9)号④の場合は基準日）又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含まない。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の30日前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(9)号又は第(14)号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (14) 当社は、本項第(9)号及び第(10)号に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は、転換価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又はその他組織再編行為のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② 本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が、他方の事由によって調整されているとみなされるとき。
- (15) 本項第(8)号乃至第(14)号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を通知又は公告する。但し、適用開始日の前日までに前記の通知又は公告を行うことができないときは、適用開始日以降すみやかにこれを行う。
- (16) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第23項に定める行使請求の受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (17) ① 本新株予約権の行使請求は、本新株予約権者が本転換社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行い、行使請求期間中に当該振替機関又は口座管理機関により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
- ② 振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行った者は、その後これを撤回することができない。
- (18) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債についての弁済期が到来するものとする。
- (19) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、

当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

- (20) 本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (21) 当社が、組織再編行為を行う場合は、第11項第(5)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号①乃至⑨の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、当該新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- ① 交付する承継会社等の承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
- ② 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- ③ 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の数の算定方法
行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の総額を下記④に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
- ④ 承継新株予約権付社債の転換価額
組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債（承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債に付したものをいう。以下同じ。）の転換価額を定める。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、本項第(8)号乃至第(14)号に準じた調整を行う。
- ⑤ 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。
- ⑥ 承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日（当社が本項第(4)号③に定める期間を指定したときは、当該組織再編行為の効力発生日又は当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から、本項第(4)号に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。
- ⑦ 承継新株予約権の行使の条件
各承継新株予約権の一部について承継新株予約権を行使することはできないものとする。なお、承継会社等が承継新株予約権付社債を買入れ当該承継新株予約権付社債に係る社債を消却した場合には、当該社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。
- ⑧ 承継新株予約権の取得条項
承継新株予約権の取得条項は定めない。
- ⑨ 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

13. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡は

できず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率（年0.0%）、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとした。

14. 担保提供制限

- (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本転換社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合は、本転換社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として当該新株予約権付社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨定めたものをいう。
- (2) 前号に基づき設定した担保権が未償還の本社債を担保するに十分でないときは、当社は本転換社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する。
- (3) 当社が吸収合併、株式交換又は吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社又は吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合には、本項第(1)号及び第(2)号は適用されない。

15. 担保付社債への切換

- (1) 当社は、いつでも本転換社債のために担保権を担保付社債信託法に基づき設定することができる。
- (2) 当社が第14項又は前号により本転換社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

16. 担保提供制限に係る特約の解除

当社が、第14項又は第15項により本転換社債のために担保権を設定した場合は、以後、第14項は適用されない。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。但し、第14項又は第15項により当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定した場合には、本項第(2)号に該当しても期限の利益を喪失しない。

- (1) 当社が、第11項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、第14項の規定に違背したとき。
- (3) 当社が、第12項第(8)号乃至第(15)号、第15項第(2)号又は第18項に定める規定に違背し、本社債権者から是正を求める通知を受けた後30日以内にその履行又は補正をしないとき。
- (4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受け、又は解散（合併の場合を除く。）したとき。
- (8) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく毀損する事実が生じたとき。

18. 社債権者に通知する場合の公告

本転換社債に関して社債権者に対し公告する場合には、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

19. 社債権者集会

- (1) 本転換社債の社債権者集会は、本転換社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の新株予約権付社債」という。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の2週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を通知する。
- (2) 本種類の新株予約権付社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の新株予約権付社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の新株予約権付社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

20. 申込期間

2018年6月7日

21. 新株予約権の割当日及び社債の払込期日（発行日）

2018年6月7日

22. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

23. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社

24. 財務代理人

本社債の財務代理人はドイツ銀行東京支店とする。

財務代理人は、発行代理人及び支払代理人を兼ねるものとする。

財務代理人は、本社債の社債権者に対していかなる義務も責任も負わず、また本社債の社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しない。

25. 償還金の支払

本社債に係る償還金は、社債等振替法及び振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

26. 募集方法

第三者割当の方法により、全額をドイツ銀行ロンドン支店に割り当てる。

27. 申込取扱場所

株式会社メニコン 財務&IR部

愛知県名古屋市中区葵三丁目21番19号

28. 上場申請の有無

なし

29. 上記に定めるものの他、第11項第(5)号②の組織再編行為償還金額及び第12項第(6)号③の転換価額の決定その他本転換社債の発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表執行役社長又はその代理人に一任する。

30. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上